

令和5・6年度朝日町建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付要領

令和5年度及び6年度朝日町建設工事等競争入札参加資格審査申請書の受付については、次のとおりです。

1 受付期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)まで

(土・日・祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(郵送も可。ただし、令和5年2月28日(火)まで到着厳守。)

2 資格審査申請書を提出できる者の範囲

(資格審査申請書を提出できる者は、次に掲げるすべてに該当する者であること。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者。
- (2) 資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した申請書所在地(委任先がある場合、委任先支店、営業所等所在地)の市町村税及び国税・県税を完納している者。
- (3) 資格審査申請書の提出日において、申請書を提出する業種区分により、次の許可等が必要です。

【建設工事】

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けている者。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観点事項の審査を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にあっては総合評定値の記載のある者であること。また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていることが条件となります。ただし、経営事項審査後において、加入又は適用除外の手続きを取られた場合は、その事実を証明する書類(保険料の領収書等)の写しを提出することにより、入札参加資格申請を行うことができます。

【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 測量業務にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項による登録を受けている者。
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般を希望するものは、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者。
- (3) 補償関係コンサルタント業務のうち「不動産鑑定」を希望する者で、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録を受けている者であること。

【物品購入・各種委託業務】

- (1) 建築物等の清掃、施設・設備の保守点検業務にあつては、法令に基づく登録を受けている者。
- (2) 物品購入業務、各種役務の提供にかかる業務にあつて、法令に基づく登録を要しないものにあつてはこの限りではない。

3 提出書類

資格審査申請書の提出にあつては、申請書を提出する業種区分により、別表の○印をつけた書類を提出してください。

※提出書類は、別表提出書類の順に揃えてください。

- (1) 申請書類の様式は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、国土交通省地方整備局の一般競争(指名競争)参加資格審査書類若しくは富山県様式に準ずるものとし、物品購入・各種委託業務については、当町指定様式又はこの様式に準ずるものとします。

提出部数は1部、こより(綴りひも、ホッチキス、金具類の使用は不可とします)で綴じた後、個別フォルダー(見本・コクヨ A4-IF、類似品可、色指定なし。見出し部分には会社名を記入してください)に収納してください。

- (2) 申請書は、直接持参又は郵送してください。
- (3) 建設工事にあつて経営事項審査結果通知書は、直前の決算期のものを添付してください。
- (4) 受領確認が必要な場合は、受領証(任意様式)を提出してください。(郵送する場合は、切手を貼った返信用封筒又は切手を貼った返信用ハガキも同封してください。)

4 資格審査申請書の有効期間

資格審査申請書の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とします。

5 その他

上記受付期間(定期受付)終了後も随時追加申請を受付します。

6 受付場所

朝日町役場企画財政課管財営繕係

〒939-0793

富山県下新川郡朝日町道下1133番地

Tel 0765-83-1100(内線251, 253)

Fax 0765-83-1109

(別表)

入札参加資格審査申請書提出書類

次の表の○印をつけた書類を提出して下さい。

【建設工事】

	提出書類	町内	町外	摘要
1	建設工事入札参加資格審査申請書 ※要押印	○	○	
2	建設業許可証明書(写し) ※建設業許可を受けていることを証明する書類	○	○	
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	
4	財務諸表(決算書)	○	○	直前2年の各営業年度分
5	使用印鑑届出書	○	○	
6	登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)	○	○	写し可
7	申請書所在地の納税証明书写し 国税(所得税又は法人税及び消費税、地方消費税) 都道府県税(都道府県民税、事業税) 市町村税(市町村民税、固定資産税等) ※電子納税証明書可	○	○	未納がないことの証明
8	技術職員名簿	○	○	
9	誓約書	○	○	
10	営業所一覧表	○	○	該当者のみ
11	委任状	○	○	該当者のみ
12	ISO 登録証書	○	○	該当者のみ
13	除雪業務等の委託契約書等の写し	○		該当者のみ
14	消防団協力事業所に認定されたことを確認できる書類の写し	○		該当者のみ

※証明書類は資格審査の申請日から起算して3ヶ月以内のものとする

※委任状の受任者欄も押印すること(使用印鑑届の使用印と同一のもの)

※納税証明書は、委任先がある場合は委任先の自治体のものとする

(別表)

入札参加資格審査申請書提出書類

次の表の○印をつけた書類を提出して下さい。

【測量・建設コンサルタント等】

	提出書類	町内	町外	摘要
1	入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) ※ 要押印	○	○	
2	技術者経歴書	○	○	
3	申請業務の営業に関する登録証明書等の写し	○	○	
4	財務諸表(決算書)	○	○	直前2年の各営業年度分
5	誓約書	○	○	
6	使用印鑑届出書	○	○	
7	委任状	○	○	該当者のみ
8	営業所一覧表	○	○	該当者のみ
9	登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)	○	○	写し可
10	申請書所在地の納税証明書写し 国税(所得税又は法人税及び消費税、地方消費税) 都道府県税(都道府県民税、事業税) 市町村税(市町村民税、固定資産税等) ※電子納税証明書可	○	○	未納がないことの証明

※証明書類は資格審査の申請日から起算して3ヶ月以内のものとする

※委任状の受任者欄も押印すること(使用印鑑届の使用印と同一のもの)

※納税証明書は、委任先がある場合は委任先の自治体のものとする

(別表)

入札参加資格審査申請書提出書類

次の表の○印をつけた書類を提出して下さい。

【物品購入・各種委託業務等】

	提出書類	町内	町外	摘要
1	入札参加資格審査申請書	○	○	
2	誓約書	○	○	
3	使用印鑑届	○	○	
4	財務諸表(決算書)	○	○	直前2年の各営業年度分
5	事業概要書	○	○	
6	技術者名簿	○	○	該当者のみ
7	事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類の写し	○	○	該当者のみ
8	申請書所在地の納税証明書写し 国税(所得税又は法人税及び消費税、地方消費税) 都道府県税(都道府県民税、事業税) 市町村税(市町村民税、固定資産税等) ※電子納税証明書可	○	○	未納がないことの証明
9	登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)	○	○	写し可
10	代理人に対する委任状	○	○	該当者のみ
11	営業所一覧表	○	○	該当者のみ

※証明書類は資格審査の申請日から起算して3ヶ月以内のものとする

※委任状の受任者欄も押印すること(使用印鑑届の使用印と同一のもの)

※納税証明書は、委任先がある場合は委任先の自治体のものであるとする